

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する口にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年()第 号 物件番号
私は、暴力団員等ではありません。	
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(個人) 本人	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する口にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年()第 号 物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。	
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(法人) 代表者	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する口にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 代表者	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
2	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
3	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
4	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員(代表者、住所、生年月日及び性別)などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月25日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高崎 幸次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 9日 午前 9時00分から 令和 8年 4月16日 午後 5時00分まで
開札期日 場 所	令和 8年 4月23日 午前 9時30分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日 場 所	令和 8年 5月12日 午前10時00分 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8年 3月25日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 交野市郡津二丁目
地 番 1861番7
地 目 宅地
地 積 216.82平方メートル

所有者 A

2 所 在 交野市郡津二丁目1861番地7
家屋 番号 1861番7の2
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 65.74平方メートル
2階 58.32平方メートル

所有者 B



物 件 明 細 書

令和 8年 2月10日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件土地の一部をCが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。同人所有の目的外建物(家屋番号1861番7の3)が本件土地上に存在する。

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 交野市郡津二丁目
地 番 1861番7
地 目 宅地
地 積 216.82平方メートル

所有者 A

2 所 在 交野市郡津二丁目1861番地7
家屋 番号 1861番7の2
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 65.74平方メートル
2階 58.32平方メートル

所有者 B



令和7年(ケ)第450号
令和7年12月18日受理
令和7年8月3日提出

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 森川友智

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 交野市郡津二丁目
地 番 1861番7
地 目 宅地
地 積 216.82平方メートル

所有者 A

2 所 在 交野市郡津二丁目1861番地7
家屋 番号 1861番7の2
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 65.74平方メートル
2階 58.32平方メートル

所有者 B



目的外建物の概況 (物件1関係)	
所在	交野市郡津二丁目 1861番地7
家屋番号	<input type="checkbox"/> ない (未登記) <input checked="" type="checkbox"/> 1861番7の3
種類	<input type="checkbox"/> 居宅 <input checked="" type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
構造	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 (概略)	25.51平方メートル
所有者	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 (C) <input type="checkbox"/> 不明
建築時期	<input checked="" type="checkbox"/> 令和2年6月17日ころ <input type="checkbox"/> 不明
建築者	<input checked="" type="checkbox"/> 現所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 () <input type="checkbox"/> 不明
その他の事項	目的外建物は、目的土地の北西部に位置し、「ar. Hair salon」という屋号で美容室として利用されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

その他の事項

(表札等の表示)

- 1 表札の表示 所有者Bの姓が表示されている。
- 2 郵便受けの表示 なし

(目的土地の現況について)

- 1 目的土地を適宜概測したところ、形状および地積は概ね地積測量図（残地計算によるもの）のとおりであると思われるが、正確には専門家による測量を要する。
- 2 目的土地は目的建物および目的外建物の敷地となっている。
- 3 目的土地の南側接面道路は、建築基準法上の道路である。
- 4 目的土地の南東側にカーポートが設置されている。
- 5 目的土地の南側道路付近から目的建物と目的外建物との間に向けて、ブロック塀が作られている（土地建物位置関係図、写真①、②参照）。

(目的建物の現況について)

- 1 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりであると思われる。
- 2 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- 3 目的建物内には、冷蔵庫、洗濯機、テレビ等の家財道具、日常生活用品等の動産類が存在する。
- 4 目的建物は、1階トイレのドアに損傷があるほか、経年相当の劣化、損耗が認められる。

(その他の状況について)

- 1 物件1所有者Aからは、目的外建物所有者Cとの間では、地代の取り決めおよび支払いはなく、契約書も作成していない旨の回答があった。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (物件2所有者)	<p>1 本物件は、1階の書斎を私が個人事業主として営業している事業の事務所として利用しています。私は本物件と別の場所に住んでいるので、上記事務所以外の部分は、主に私の元妻Cと子供たちが住居として利用していますが、使用料などは請求していません。</p> <p>2 本物件内でペットを飼育したことはありません。</p> <p>3 本物件の中で、不具合がある箇所はありません。</p> <p>4 本物件は、オール電化物件になりますが、ソーラーパネル等はありません。</p> <p>5 本物件は私の所有物であり、敷地部分(物件1)は母であるAの所有物ですが、家族であるので、私が本物件を建てることについて地代の取り決めはなく、無償で使用させてもらっています。</p> <p>6 目的外建物は、Cの所有物です。Cが物件1上に同建物を建てることについて、Aとの間で地代の取り決めはなく、無償で土地を使用しています。同建物内で、Cは美容室を営業しています。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

執行官の意見

(目的物件の占有関係)

- 1 目的建物所有者であるBは、目的建物に居住はしていないものの、事務所として自由に出入りし目的建物全体を利用できることから、Cらの独立の占有は認められず、CらはBの占有補助者と認める。
- 2 上記のほか、関係人の陳述、回答書、立入調査の結果から、目的建物は所有者が、住居・事務所として使用、占有しているものと認める。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)

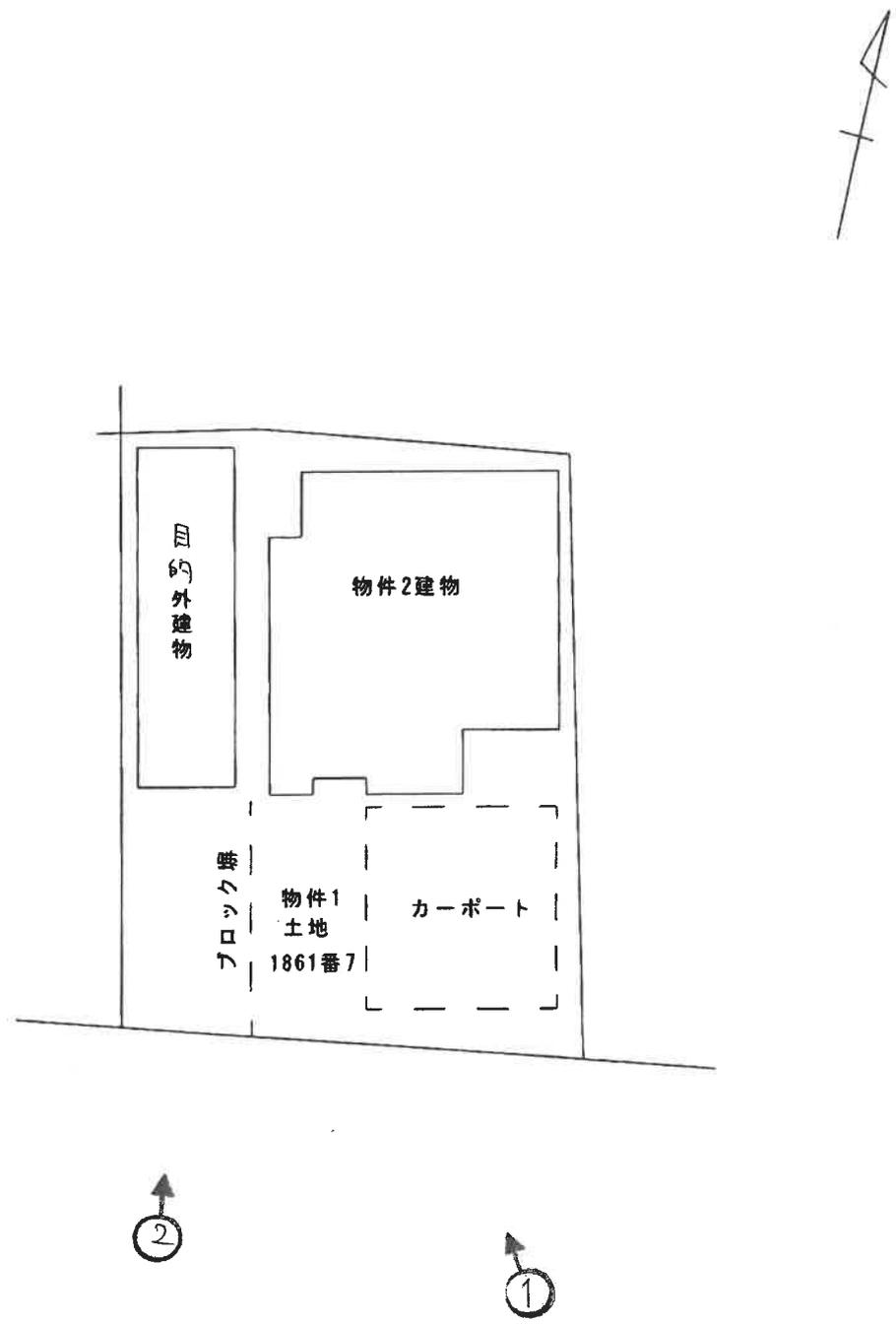
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年12月22日	執行官室	ライフライン調査、照会書送付（各所有者宛）
令和7年12月22日 12:35 - 12:40	中之島図書館	物件等調査
令和7年12月22日 14:55 - 15:05	交野市役所	道路等調査
令和7年12月22日 16:00 - 16:15	物件所在地	物件および占有調査、照会書投函（居住者宛）
令和7年12月25日 9:00 - 9:10	大阪法務局池田出張所	公図等調査
令和8年1月27日 8:50 - 9:00	大阪法務局池田出張所	目的外建物の建物図面
令和8年1月27日 14:45 - 15:25	物件所在地	立入調査（評価人帯同）
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和年月日 目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(7枚目)

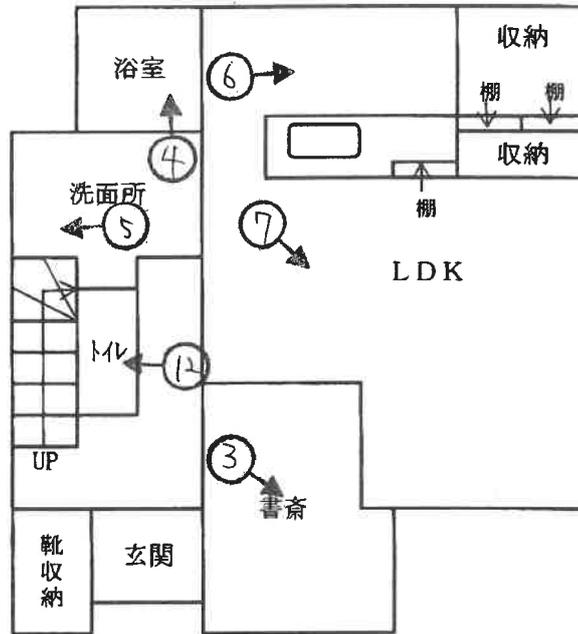
土地建物位置関係図

令和7年(ケ)第450号

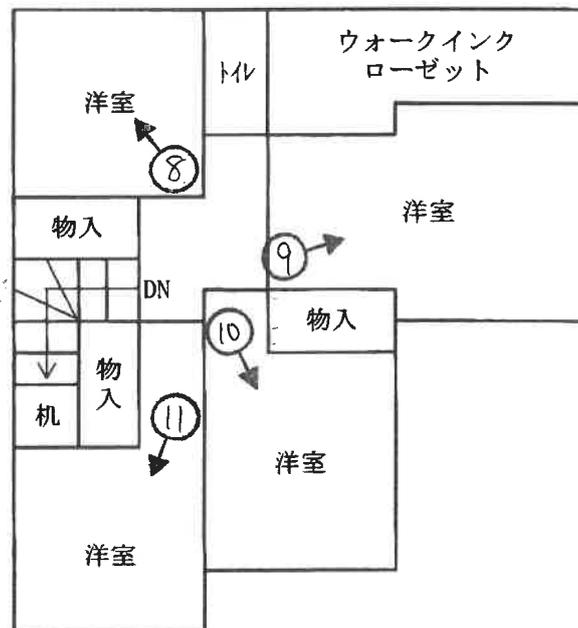




1階



2階



【写真】

①



目的外建物

目的建物

②



目的外建物

目的建物

③



④



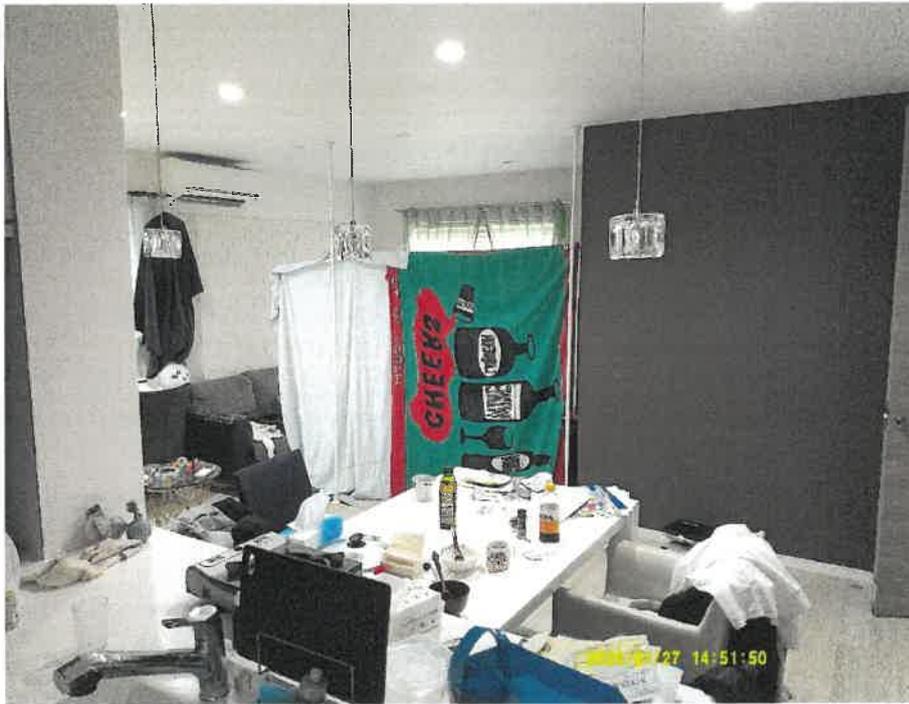
⑤



⑥



⑦



⑧



9



10



⑪



⑫ 1階トイレのドアの損傷状況



令和7年（ケ） 第450号
令和8年1月27日 現地調査
令和8年1月31日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

森澤 修二

第1 評価額

一括価格	
金 21,390,000円	
内訳価格	
物件1	金 12,990,000円
物件2	金 8,400,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特記事項		
1	<p>○ 物件1土地は、物件2建物及び目的外建物（下記参照）の敷地として使用されている。</p> <p>目的外建物の概況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋番号1861番7の3 ・種類：店舗 ・構造：木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 ・床面積：25.51㎡ ・建築年月日：令和2年6月17日新築 ・所有者：C <p>○ 公図、地積測量図及び建物図面等に基づいて現地で概測を行った結果、概測数量と登記地積は概ね一致するものと思われる。 なお、正確な境界、地積を把握する為には専門家による測量等が必要である。</p>		
2	○特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	京阪交野線 郡津駅 東方 道路距離 約800m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中小規模一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域。地域要因に大きな影響を与える変動がないことから、当面の間現況のまま推移していくものと予測される。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	法22条指定区域
	その他の規制	第2種高度地区
		埋蔵文化財包蔵地（交野郡衙跡） 宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模	216.82m ²
	形状	概ね整形
	間口・奥行	間口(南側)約13.5m・奥行約16.7m
	高低差等	接面道路とは概ね等高接面
接面道路の状況	南側	幅員約5.9m市道(建築基準法第42条1項1号道路)
	接道状況	中間画地
土地の利用状況等	現況	一般住宅等の敷地
	東側	一般住宅
	西側	一般住宅
	南側	市道
	北側	水路を介して一般住宅
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	目的土地の登記簿・閉鎖登記簿等からは個人の所有者名、田・宅地の地目が確認された。過去の住宅地区によると、目的建物建築以前は白地、文化住宅等の表示が確認された。現在、対象物件を含め周辺に法令上の有害物質使用特定施設はない。また、対象地を含め周辺に土壌汚染対策法上の要措置区域等の指定や府条例の管理区域の指定はない。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。	
特記事項	○物件1土地の南東側にカーポートが設置されている。 ○南側市道付近から物件2建物と目的外建物との間に向けて、ブロック塀が設置されている。 (別添「土地建物位置関係図」参照) ○その他、2頁特記事項参照	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	平成28年9月16日新築
	経過年数	約9年
	経済的残存耐用年数	約16年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレートぶき
	外 壁	サイディング等
	内 壁	ビニールクロス等
	天 井	ビニールクロス等
	床	フローリング等
	設 備	電気、給排水設備、衛生設備等
	その他	－
床面積（現況）	延 124.06㎡	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	5LDK
品 等	普通	
保守管理の状態	普通程度	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	<p>○ 1階トイレのドアに損傷が見受けられた。</p> <p>○ その余は、経年相応の劣化、汚損が認められた。</p> <p>○ オール電化物件であるが、ソーラーパネル等はない旨の陳述を得た。</p> <p>○ 建築確認（有）、検査済証（有）</p> <p>○ 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</p>	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	127,000	1.04	216.82	0.90	25,774,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 交野-7

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 118,000\text{円}/\text{㎡} & \times 101.8/100 & \times 100/101 & \times 100/94 & = 127,000\text{円}/\text{㎡} & \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.01 方位(西)+1	1.00	1.00	1.00	1.01

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
0.99 幅員-1	1.00	0.95 居住環境等-5	1.00	0.94

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.04 方位(南)+4	1.00	1.00	1.00	1.04

ウ 地積： 登記数量による。

オ 建付減価： 建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	200,000	124.06	0.53	13,150,000

ウ 現価率

経過年数 約9年

経済的残存耐用年数 約16年

観察減価 20%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率}5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数}16\text{年} / (\text{経過年数}9\text{年} + \text{経済的残存耐用年数}16\text{年}) \} \times (1 - 0.2) \\ &= 0.53 \end{aligned}$$

※観察減価は維持管理状況及び中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	建築面積割合		土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
		イ	ウ	ウ	場所的利益	
1	25,774,000	物件2建物	0.72044	0.1	場所的利益	1,857,000
		目的外建物	0.27956	0.1	場所的利益	721,000
合計						2,578,000

イ 建築面積割合

物件	建築面積	建築面積割合
物件2建物	65.74 m ²	0.72044
目的外建物	25.51 m ²	0.27956
合計	91.25 m ²	1.00000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①エ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ)×ウ×エ×オ-カ]
1	25,774,000	- 2,578,000		0.80	0.70		12,990,000
2	13,150,000	+ 1,857,000	1.00	0.80	0.70	0	8,400,000
一括価格 (合計)							21,390,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

目的外建物が存することを考慮した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要

第6 参考価格資料

1 地価公示 交野-7

所 在 : 交野市郡津2丁目1789番14 「郡津2-6-1」
価 格 : 118,000円/㎡
位 置 : 京阪交野線 郡津駅 東方 約850m (道路距離)
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 100㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 西 4.4m 市道
用途指定等 : 第1種中高層住居専用地域
(建ぺい率60%, 容積率200%)
地域の概要 : 中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 17,909,332円
物件2 : 7,737,478円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

以 上

物 件 目 録

1 所 在 交野市郡津二丁目
地 番 1861番7
地 目 宅地
地 積 216.82平方メートル

所有者 A

2 所 在 交野市郡津二丁目1861番地7
家屋 番号 1861番7の2
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 65.74平方メートル
2階 58.32平方メートル

所有者 B





登記年月日：昭和44年11月11日

前 1861-7 債新

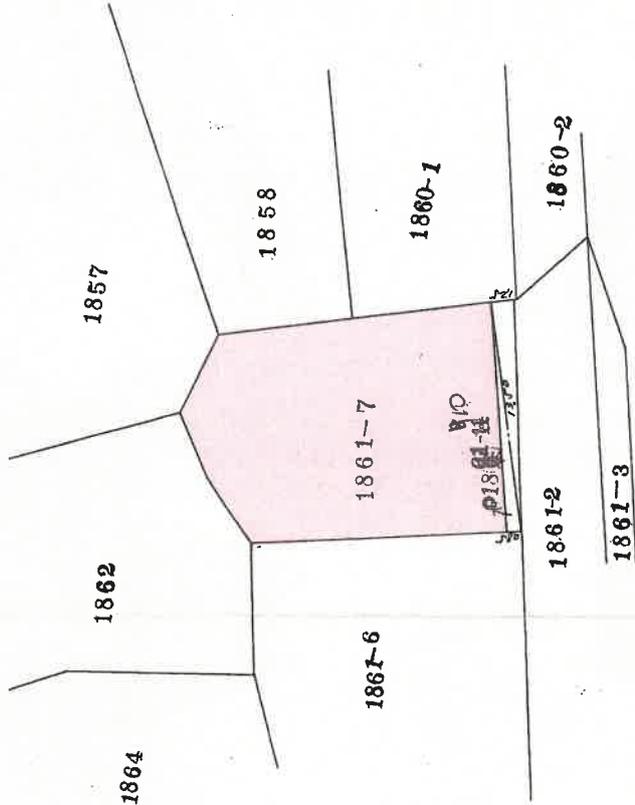
地番	1861-7
土地の所在	大阪府北河内郡交野市御津2丁目

266976

土地積測量所図

44.11.11

作製年月日	昭和42年9月30日
作製者	[Redacted]
申請人	[Redacted]



求積 1861-10
 1.2.50 x 0.85 = 1.0625
 1.2.50 x 1.25 = 1.5625
 計 2.6250
 1/2

地積 1861-7 27,000sqm
 14,700 - 21,150sqm

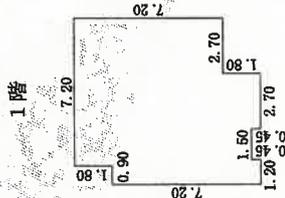
縮尺 1/300

交野町

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
 令和7年10月17日 大阪法務局枚方出張所 登記官

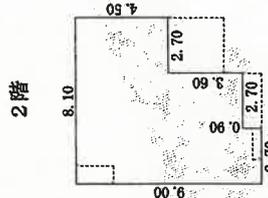
登記年月日：平成28年9月27日

各階平面図



求積表

1.20 × 1.80	=	2.1600
2.70 × 1.80	=	4.8600
1.50 × 1.35	=	2.0250
8.10 × 5.40	=	43.7400
7.20 × 1.80	=	12.9600
合計		65.7450
床面積		65.74 ㎡



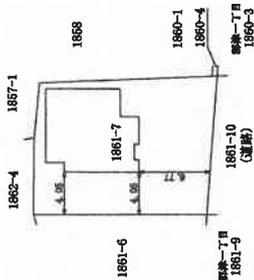
求積表

2.70 × 4.50	=	12.1500
2.70 × 3.60	=	9.7200
8.10 × 4.50	=	36.4500
合計		58.3200
床面積		58.32 ㎡

建物図面

家屋番号 1861番7の2

建物の所在 交野市郡津二丁目 1861番地7



作成者

(平成28年9月16日作成)

縮尺 1/250

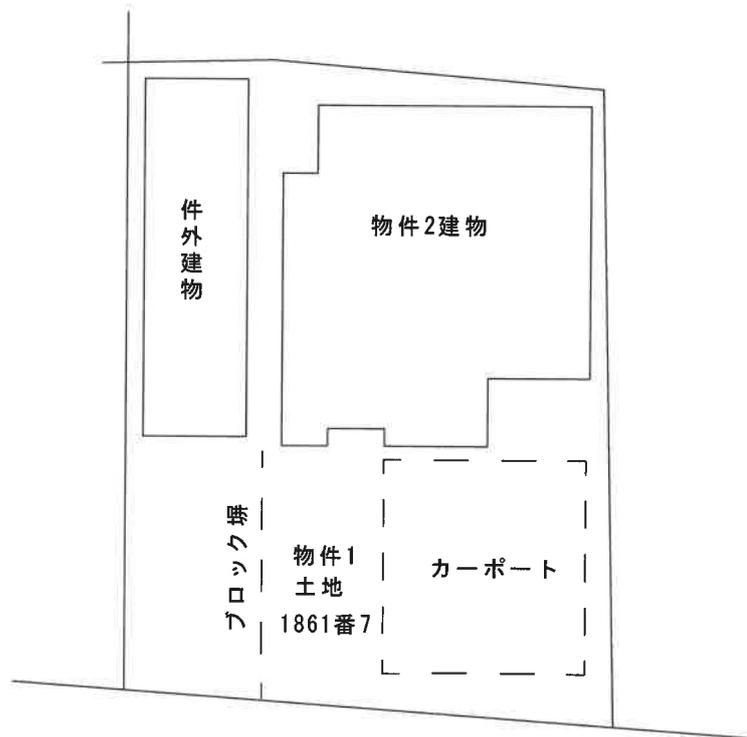
申請人

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月17日 大阪法務局枚方出張所 登記官

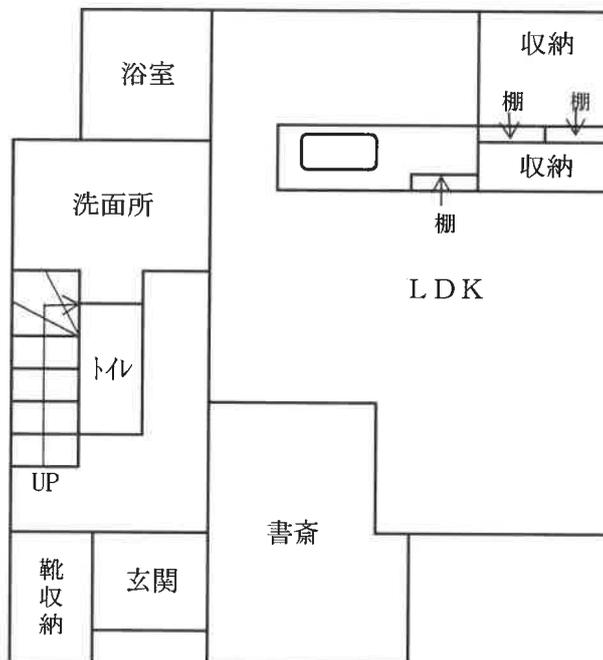
土地建物位置関係図

令和7年(ケ)第450号





1階



2階

